

## 三 書面の提出方法

次の書面の提出方法について説明します。

- 1 控訴趣意書
- 2 上告申立書
- 3 判決謄本または判決抄本の交付請求書

### 1 控訴趣意書の提出について

#### 控訴趣意書とは？

控訴申立てをした者が自己の主張である控訴理由を簡潔にまとめ、控訴審で何を争うかを明示した書面のことです。弁護人がいる場合、弁護人も提出します。

#### 【控訴申立理由】

刑事訴訟法第377条～第382条、第383条に規定する事由

どのような書き方をすればいいですか？

参考書式については「四 各書類の記載方法1」を参照。

提出期限は？

控訴趣意書の差出最終日(提出期限)が指定されたら、控訴申立人(弁護人がいるときには弁護人にも)に速やかに書面で通知します。

差出最終日までに控訴趣意書が裁判所に到着しないときは、その遅延がやむを得ない事情に基づくものと認められない限り、控訴が棄却されることがあります。

### 2 上告申立書の提出について

#### 上告申立てとは？

高等裁判所がした判決に対して不服があるときは最高裁判所に上告の申立てをすることができます。

#### 【上告申立理由】

判決に憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤りがあること  
最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと等刑事訴訟法405条に規定する事由があること

どのような書き方をすればいいですか？

参考書式については「四 各書類の記載方法2」を参照。

提出期限は？

高等裁判所の判決宣告があった日の翌日から起算して14日以内です。

どこへ提出しますか？

判決宣告をした高等裁判所(支部の場合はその支部)です。

### 3 判決謄本又は判決抄本の交付請求について

判決謄本や判決抄本はどのようにして請求することができますか？

被告人や検察官、弁護人などの訴訟関係人は、裁判所の受付で請求することができます。また、郵送の方法により請求することもできますが、確認させていただく必要がある事項もありますので、郵送で請求される場合には受付までお問い合わせください。

なお、判決原本の内容全部を転写し、さらに判決で引用された書面も添付される「判決謄本」のほか、判決原本の内容の一部を転写して作成される「判決抄本」を請求することもできます。

どのような書き方をすればいいですか？

参考書式については「四 各書類の記載方法3」を参照。

謄本や抄本を請求したら費用はかかりますか？

交付手数料が謄本や抄本の用紙1枚について60円必要です。判決謄抄本の枚数に60円を乗じた金額を収入印紙で納めていただきます。